

平成27年第4回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成27年3月19日(木) 9時30分開会

場 所 瑞浪市役所 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	水 野 昌 代
1 番	加 藤 博 之
2 番	矢 野 元 子
3 番	五 嶋 久 年
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
学校教育課長	小 栗 茂
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	土 屋 泰 次 郎
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校給食センター所長	土 本 典 史
社会福祉課主事	加 藤 承 子

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
〃 主事	長谷川 幸

委員長	<p>9時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。</p> <p>—市民憲章朗誦—</p> <p>日程第1、前回会議録の承認を行う。 平成27年第3回教育委員会定例会の会議録の承認は、1番加藤博之委員と2番矢野元子委員が承認の署名を行う。</p> <p>—署名—</p>
委員長	<p>日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。 本日の会議録署名委員は、委員長において、3番五嶋久年委員と4番平林道博委員の2名を指名する。</p>
委員長	<p>それでは、日程第3、「議第20号 平成27年度瑞浪市の教育の方針と重点について」を議題とする。 事務局に説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課分、学校統合推進室分を、議案資料により説明する。</p>
委員長	<p>本案について、質疑はあるか。</p>
五嶋委員	<p>ミスト扇風機は、平成26年度は市内小中学校全てに2台設置したのか。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
五嶋委員	<p>平成27年度も更に2台購入するのか。</p>
教育総務課長	<p>購入しない。平成26年度に完了した事業ということがわかるようにあえて記載している。</p>
五嶋委員	<p>事業は終わっているのに、平成27年度に掲載するのはなぜか。</p>
教育総務課長	<p>予定として挙げた事業が完了し、その状況がわかるように掲載している。</p>
五嶋委員	<p>当初は平成26、27年度に行う予定だったのか。</p>
教育総務課長	<p>平成26年度までに完了させるという位置づけであった。</p>
五嶋委員	<p>「平成27年度の主な事業と目標」という表記はわかりにくい。</p>
教育総務課長	<p>平成26年度の総括を冒頭に添付しているので、完了した事業を明記するために添付したが、標題としては、平成26年度に完了した事業等</p>

とすべきだった。  
表記について、今後検討していきたい。

加藤委員

評価基準を教えてください。A、B等はどのように判断しているか。Bは事業化完了していないものを言うのか。例えば、19ページ学校統合推進事業はBとなっているが、なぜBなのかを教えてください。

教育総務課表

教育委員会点検評価の基準と同じとなっている。  
Aは、順調に達成している、Bは、おおむね順調に達成している、Cは、達成見込みであるが課題がある、Dは、順調でない、と区分けしている。平成25年度評価、即ち平成24年度事業の点検からこの評価区分で評価している。

学校統合推進事業については、進んではいるが、委員会については、もう少し回数を重ねるという当初の目標があったが、その目標より少なかったため、B評価とした。事業としては遅れないよう進めているが、反省の意味を込めてBとした。

五嶋委員

評価は誰がするのか。

教育総務課長

自己評価である。

事務局長

次年度、点検評価したものを定例会にて具体的に報告させていただく。今回は次年度の方針を定めて、この方向で次年度行っていくということが重点となるので、ご理解いただきたい。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

学校教育課長

続いて学校教育課分を、議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

矢野委員

25ページのハイパーQUについて、詳しく教えてください。

学校教育課長

QUについて説明する。QUとは、Questionnaire Utilitiesの略で、日本名では、楽しい学校生活を送るためのアンケートという。

学級集団の状態や、子ども一人ひとりの意欲や満足度などを計る診断がある。個人の診断結果と、学級でまとめた結果があり、学級の関係づくりの状態が示される。

1年に2回行われ、学級の中で意欲・満足度が高い子ども、低い子どもが位置付けられる。1回目は、この位置付けから学級の様子をあらわにする。その結果について、専門の講師と学級担任とで懇談をし、どのような学級経営をしていくか、関係づくりの指導をどうするか考えてい

く。

2回目は、1回目の診断からの変化を確認し、改めて指導を考えていく。QUは、指導の目安となるデータが得られるものである。

矢野委員

いつ行うのか。

学校教育課長

1回目は、5月から6月に全中学生対象に行う。2回目は、10月から11月を目安に実施する。

加藤委員

子ども自立支援トータルサポート事業は26年度完了事業であるが、このような支援は今後も必要な事業であると思う。今後はどのような予定か。

学校教育課長

この事業の主な費用は、臨床心理士の派遣にかかる費用である。  
この事業により、幼稚園と学校の教員が連携を取り、幼稚園から学校への途切れのない支援・指導を行っていく仕組みができつつある。  
成果について、リーフレット等で広めていく予定である。また、さらに具体的な支援の方法等を、夏休みの職員研修で行っていく予定である。

委員長

33ページに、支援員の増員が必要とあるが、27年度支援員の増員は何名か。

学校教育課長

25年度は国等から別財源があったが、26年度は全額市費となり、27年度も全額市費で、その他の財源がないため、26年度と同人数である。今後、さらに予算が得られるよう努力したい。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

社会教育課長

続いて社会教育課分を、議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

五嶋委員

52ページの成人式の開催について、成人式大賞全国1位等、非常に素晴らしいと思う。しかし、住民基本台帳から抽出した招待状の発送ではなく、各中学校卒業生名簿での確認による発送にしないと、市外に住民票を移した学生に招待状が届かない。この改善を前回お願いしたが、改善についてここには何も書かれていない。

瑞浪市民憲章にある「郷土を愛し」という部分が、今後益々大切になると思う。

成人式の目的は、成人としての自覚を持ってもらうこととであるが、合わせて郷土愛を感じてもらうことが大切であると思う。いくら式を見た人がいいと感じても、主役の新成人に招待状が届かなければ、意味が

ない。

他市では中学校卒業生名簿で発送しているところもあると聞いた。以前に瑞浪市で、招待状が届かなくて出られなかった子がいる。招待状が届かなければ、式に参加できない。参加できないと郷土を愛することにつながらない。成人式に参加する為に、瑞浪市へ帰ってくる大きな理由の一つは、友達がいるからだと思う。成人式は、友達に出会える場であり、式に参加することが、郷土を見直す良い機会となる。

是非、中学校単位で案内を出してほしい。中学校の卒業時の住所に送付すればいいのではないか。周りもそのような意見が多い。

招待状の発送について、課題として入っていないのはなぜか。

社会教育課長

招待状の発送については課題であるので、瑞浪市中学校卒業生全員に届くよう工夫する。

五嶋委員

是非よろしく願います。

加藤委員

社会教育は、青少年や高齢者を対象にした事業が多いが、社会教育の重点として、若者の力を育成・発揮できる事業の実施についても、今後考えていってほしい。

若者の力を発揮してもらわないと、瑞浪市も先細りになってしまう。そういった事業を社会教育、生涯学習の中で、重点として取り組んでいただくことを要望する。

社会教育課

成人式の企画・運営等を新成人に行ってもらうのは、その点も考慮しているためである。今後さらに若者の力を育成・発揮できる事業を考えていく。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

スポーツ文化課長

続いてスポーツ文化課分を、議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

学校給食センター所長

続いて学校給食センター分を、議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

矢野委員

インフルエンザ等の対応について、徹底してやっていると思う。インフルエンザは、今年は咳が続く方が多かったが、そういう方は規定の休

養に加えて休んでもいいと思う。

ノロウイルス等の胃腸かぜにかかった時、水溶性の下痢や嘔吐がひどい場合は、徹底して検査することがいいと思う。感染力が強いため、予防指導等を徹底して行うことは良いことだと思う。

教育長

以上、来年度の方針について説明したが、3点ポイントがある。

1つ目は、今年度の総括をし、それを踏まえて次年度の方針を作っていること。2つ目は、具体的な事業計画を伴った方針を作ったこと。3つ目は、今年は市制60周年でイベント的だったので、61年目は、組織を育てたり人を育てたりする地道なことを重点として考えた。

丁寧なご意見をいただき感謝する。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

委員長

それでは、質疑を終結し採決を行う。

「議第20号 平成27年度瑞浪市の教育の方針と重点について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

—異議なし—

委員長

ご異議ないものと認める。よって、「議第20号」は、原案のとおり決する。

委員長

つづいて、「議第21号 補助執行に係る協議について」を議題とする。事務局に説明を求める。

教育総務課長

議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

教育長

補助執行について説明を求める。

教育総務課長

補助執行は、委任・代理と異なり、内部的に執行機関の権限を補助し、執行させることを言う。対外的には執行機関で執行され、補助執行者の名前は表示されない。市長部局の業務であるが、事務については教育委員会で行うという位置付けになる。

権限は市長部局、事務的なことは教育委員会で行う。

教育長

最終責任は市長部局にあるということでよいか。

教育総務課長

はい。

加藤委員	大綱の策定とは、具体的にはどのようなことか。
教育総務課長	大綱は、教育振興基本計画で代えることもできるという規定がある。みずなみ教育プラン（瑞浪市教育振興基本計画）があるので、それを大綱に代えるかについて、総合教育会議に諮ることとなる。
加藤委員	みずなみ教育プランは、5年で見直し、10年間の計画と認識している。
教育総務課長	市長の任期が4年、教育振興基本計画の見直しが5年であるため、4年から5年で見直しする必要があると考えている。
五嶋委員	現在との違いは、どう変わるのか。
教育総務課長	地教行法が改正され、平成27年度から総合教育会議を行うことになった。首長が招集をかけ、大綱についても、首長が策定することとなった。
五嶋委員	大綱の策定や総合教育会議の事務局が教育委員会となるということか。
教育総務課長	はい。
教育長	決裁はどうなるのか。
教育総務課長	市長までとなる。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第21号 補助執行に係る協議について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第21号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第22号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。 事務局に説明を求める。

学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
加藤委員	様式第2号幼稚園授業料減免申請書の中にある減免理由は、どのようなことを想定しているか。
社会福祉課主事	災害や、保護者が亡くなられた等の経済的理由を想定している。
加藤委員	入園説明会で説明しているのか。それとも個別に保護者から相談があった場合に、説明しているのか。
社会福祉課主事	入園説明会では説明していない。園と保護者は密接な関係を保っているため、保護者が園に相談した際に、園から説明している。
加藤委員	事例はないのか。
社会福祉課主事	今まで一度もない。
五嶋委員	就労証明が出された場合、どのように処理しているのか。
社会福祉課主事	証明書の内容を確認して処理している。疑わしい場合は、園を通じて確認している。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第22号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第22号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第23号 瑞浪市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止について」を議題とする。 事務局に説明を求める。

学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
教育長	平成22年以降、この規則に沿った補助金の交付はなかったのか。
学校教育課長	なかった。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第23号 瑞浪市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第23号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第24号 瑞浪市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
スポーツ文化課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第24号 瑞浪市文化財審議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第24号」は、原案のとおり決する。 以上で本定例会に提出されたすべての議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成27年第4回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

10時56分終了